

事業所のごみと資源物の 分け方・出し方

「廃棄物の処理および清掃に関する法律」第3条（事業者の責任）に基づき、事業所から排出されるごみは、事業者が自らの責任において適正に処理しなければなりません。

大量生産、大量消費、大量廃棄による環境負荷を軽減するため、容器包装リサイクル法、食品リサイクル法など各種リサイクル法が次々と制定されました。

その中で、事業者の果たす役割も大きくなってきています。

事業者の皆さまには、この小冊子をご活用いただき、ごみの減量、資源化への取り組みと、循環型社会の形成へのご協力をお願いします。



目次

会社もしくは個人で事業を始める人……………	P.2
事業活動に伴って発生するごみとは?……………	P.3
ごみを減らして経費削減!!もったいないから始めましょう!…	P.4
産業廃棄物……………	P.6
産業廃棄物として処理するもの……………	P.7
一般廃棄物……………	P.8
紙類の分別・資源化をお願いします……………	P.9
一般廃棄物処理の流れ……………	P.10
一般廃棄物処理施設所在地等一覧表……………	P.11

事業者の責務として、次のような事項が義務づけられています。

- (1) 事業活動に伴って生ずる廃棄物を自らの責任において適正に処理すること。
- (2) 事業活動に伴って生ずる廃棄物の再生利用等を積極的に行うことにより減量に努めること。
- (3) 廃棄物の減量、その他その適正処理等について、国や市の施策に協力すること。

事業活動に伴って発生するごみは、すべて事業系ごみになります。

会社もしくは個人で事業を始める人



事業所から出るごみ

① 廃棄物収集運搬業許可業者に委託して処分する。

事業系ごみは「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に分けられます。分別を徹底すれば、排出される品目のほとんどが「産業廃棄物」になります。

- 産業廃棄物… 産業廃棄物は市の処理施設に搬入できません。産業廃棄物収集運搬業許可業者へ委託する。(詳しくはP.6参照)

- 一般廃棄物… 一般廃棄物収集運搬業許可業者へ委託する。(詳しくはP.8参照)

- 家電リサイクル法対象家電… 処理方法については、(一財)家電リサイクル券センター(HP:http://www.rkc.aeha.or.jp/text/p_price.html)(TEL:0120-319640)にお問い合わせください。

② 自分で処理施設に搬入して処分する。(自己搬入)

- 産業廃棄物 産業廃棄物品目ごとの産業廃棄物処分業者に搬入する。詳細については、神奈川県または(公社)神奈川県産業資源循環協会に確認してください。

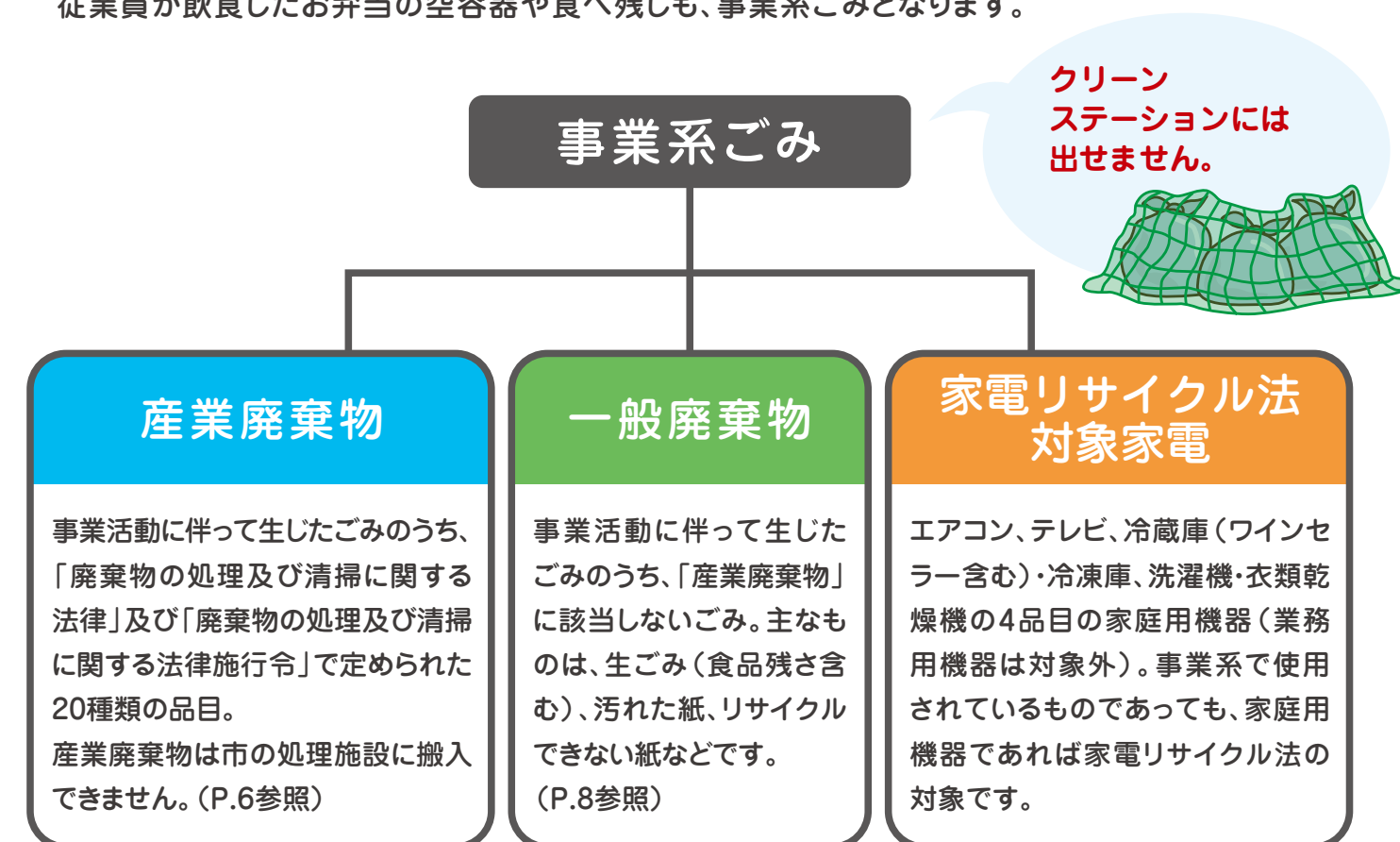
神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課
(045-210-1111) (代表)
(公社) 神奈川県産業資源循環協会
(045-681-2989)

- 一般廃棄物 市の処理施設に自己搬入する。搬入できる品目や搬入方法については、ごみ減量対策課に確認してください。
鎌倉市ごみ減量対策課(笛田分室)
(0467-84-8706) (直通)

収集運搬業許可業者は、ごみの分別はしません。分別は、必ず排出事業者が行ってください。

事業活動に伴って発生するごみとは？

「事業系ごみ」とは、「事業活動に伴って生じたごみ」のことです。
事業活動とは、法人、個人や営利、非営利を問わず、事業を行うことで発生する活動のことです。
対象は店舗、会社、工場、事務所や学校、官公署、社会福祉施設などです。
従業員が飲食したお弁当の空容器や食べ残しも、事業系ごみとなります。



！ 事業系ごみの不法投棄はしないでください。

クリーンステーションに不法に排出されたごみについては、状況に応じて市職員が内容物調査を行い、特定できた場合、排出者を指導するなど対応しています。



住居と店舗が同じ建物の場合でも、ごみは別々に処理してください



事業系ごみは、事業者が責任を持って処理する義務があります。

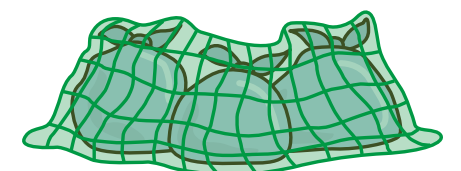
住居と店舗が一体の場合も、量や質にかかわらず、事業系ごみを家庭系ごみとして地域のクリーンステーションに出すことはできません。



事業系ごみを家庭系ごみとして排出することはできません

事業系ごみを家庭系ごみのクリーンステーションに出すことはできません。

不法投棄は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条により、5年以下の懲役、もしくは1000万円以下の罰金またはその両方が科せられます。



ごみを減らして 経費削減!! もっ たい な い から始めましょう!

ごみを減らすことは、環境にやさしいだけでなく、経費削減、収益アップ!につながります。

もっ と水切り

生ごみの80%は水分です



水切りすれば、ごみの量と重さが減ります。ごみ出しが楽になるだけでなく、費用も安くなります。

たい せつな分別

分別は経費削減になるの?



ごみを産業廃棄物、一般廃棄物、資源物にきちんと分別することで、処理費用を安くできることもあります。

まずは分別を!



な んども使える

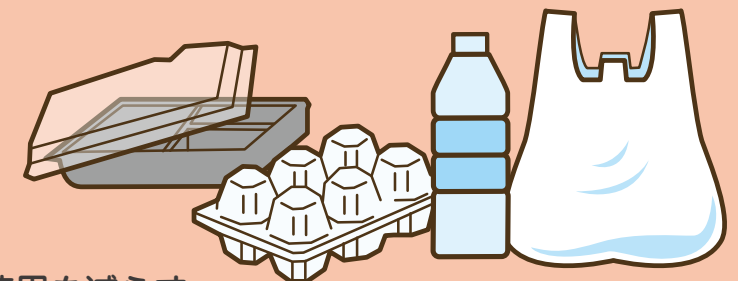
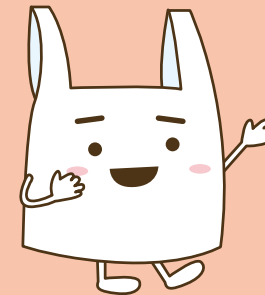
使い捨てではなく、何度も使える製品を使いましょう

使い捨てプラスチックを減らす

- 「レジ袋が必要な方は申し出ください」と声をかけを。

お客様への声かけの言葉を「レジ袋が不要な方は申し出を」から「レジ袋が必要な方は申し出を」へ変えるだけで、レジ袋をもらう人が減ったというお店があります。

まずは、単品購入などのお客様から声かけしてみましょう。



- 使い捨てプラスチック容器の使用を減らす。

店内で飲食をするお客様には、陶器やガラス製品で提供することで、使い捨てプラスチック容器の使用を減らすことができ、また、容器購入費用の削減にもつながります。

い るものだけ

食品ロスを減らしましょう

令和元年10月に「食品ロス削減の推進に関する法律」が施行されました。食品ロスを減らすための工夫をしませんか?

- 1 小盛りメニューで食べ残しゼロ
お客様が食べきれの分量を選ぶようにしてみましょう。
- 2 在庫調整で廃棄ゼロ
発注や生産過剰な在庫の確認をしましょう。

ごみゼロで
経費削減

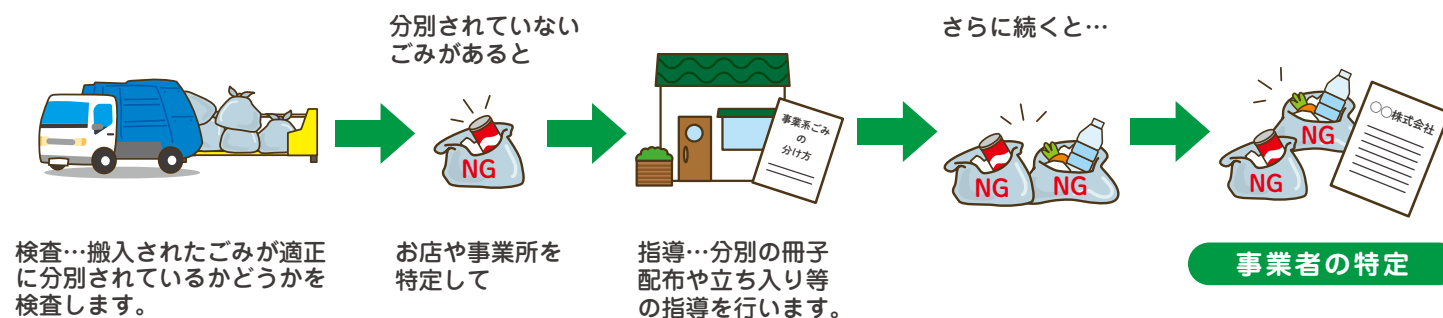


余ってしまった食材の引取相談先

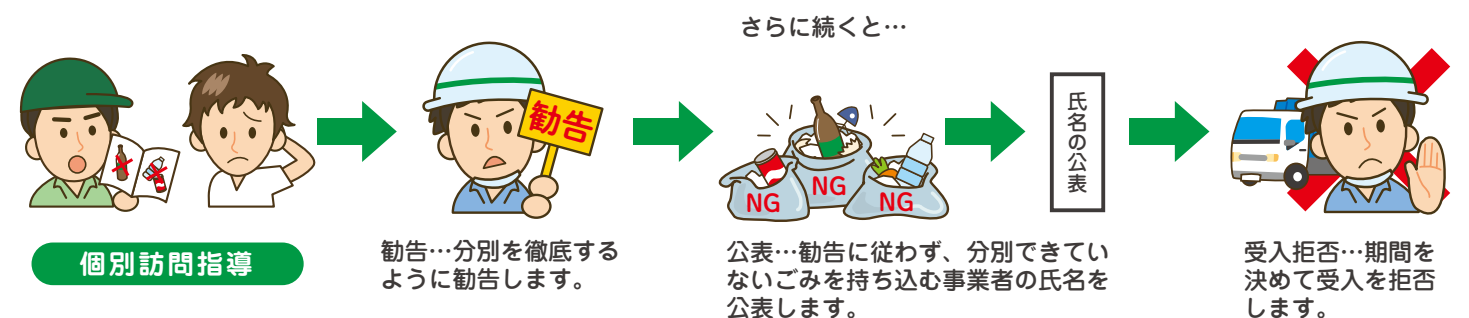
(公社)フードバンクかながわ

TEL: 045-349-5803 URL: <http://www.fb-kanagawa.com>

分別されていないごみがあると……



受入拒否する場合があります



産業廃棄物

事業活動に伴って生じたごみのうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」で定められた20種類の品目。

産業廃棄物は市の処理施設に搬入はできません。処理の方法はP.7の表を参照してください。

●産業廃棄物の種類

すべての事業活動から発生するもの	①燃えがら ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類（合成繊維、合成ゴムなどを含む） ⑦ゴムくず（天然ゴムくずに限る） ⑧金属くず ⑨ガラスくず、コンクリートくず ⑩鉱さい ⑪がれき類 ⑫ばいじん
排出される業種が限定されるもの	⑬紙くず（建設業、パルプ製造業、製紙業、製本業など） ⑭木くず（建設業、木材製造業、木製品製造業など。貨物流通用のパレットなど） ⑮繊維くず（建設業、繊維工業に係る天然繊維） ⑯動植物性残さ（食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業） ⑰動物性固形不要物（と畜場、食鳥処理場） ⑱動物のふん尿（畜産業） ⑲動物の死体（畜産業）
⑳上記①から⑲の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記に該当しないもの	

●産業廃棄物引渡し時に manifests の交付が義務付けられています。

産業廃棄物管理票（manifest）A票

交付年月日	年 月 日	交付番号	氏名
排出者	氏名又は名称 住所 〒 電話番号	事業者	氏名 住所 〒 電話番号
産業廃棄物	種類（普通産業廃棄物） ☐ ① 燃えがら ☐ ② 汚泥 ☐ ③ 廃油 ☐ ④ 廃酸 ☐ ⑤ 廃アルカリ ☐ ⑥ 廃プラスチック類 ☐ ⑦ ゴムくず ☐ ⑧ 金属くず ☐ ⑨ ガラスくず、コンクリートくず ☐ ⑩ 鉱さい ☐ ⑪ がれき類 ☐ ⑫ ばいじん 種類（特別管理産業廃棄物） ☐ ⑬ 紙くず ☐ ⑭ 木くず ☐ ⑮ 繊維くず ☐ ⑯ 動植物性残さ ☐ ⑰ 動物性固形不要物 ☐ ⑱ 動物のふん尿 ☐ ⑲ 動物の死体 備考・通称欄 ☐ 水銀使用製品産業廃棄物 ☐ 水銀含有ばいじん等 ☐ 石綿含有産業廃棄物 ☐ 特定産業廃棄物	数量（及び単位） 有害物質等 処分方法	
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者（処分委託者）の氏名又は名称及び管理票の交付番号（登録番号） ☐ 横断記載の氏名 ☐ 当欄記載の氏名	運搬先事業者 氏名 住所 〒 電話番号	運搬先事業者 氏名 住所 〒 電話番号
最終処分 の場所	名称／所在地／電話番号 委託契約書記載の氏名 委託契約書記載の氏名	最終処分 の場所	最終処分 の場所
最終処分 を行った場所	名称／所在地／電話番号 委託契約書記載の氏名 委託契約書記載の氏名	最終処分 の場所	最終処分 の場所

発行元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会

manifest 例

産業廃棄物として処理するもの

プラスチック類	食品の容器、プラスチック製品、包装プラスチック、不織布マスク・おしぼりなどプラスチック由来のもの、発泡スチロールなど	※産業廃棄物収集運搬業許可業者に収集を委託してください。 ※どんなに汚れたプラスチック類でも、燃やすごみには入れないでください。
飲食用カン・ビン ペットボトル	飲食用カン・飲食用ビン、ペットボトル	※産業廃棄物収集運搬業許可業者に収集を委託してください。 ※材質などにより売却できる場合があります。
金属類	金属製品、小型家電、金属製大型家具など	※産業廃棄物収集運搬業許可業者に収集を委託してください。 ※金物（古銅などを含む）については、金属再生業者に処理を委託することも可能です。 ※材質などにより売却できる場合があります。
その他	蛍光灯、ガラス・陶磁器、刃物、スプレー缶、パソコン、食用油、エンジンオイル、電池など	※産業廃棄物収集運搬業許可業者に収集を委託してください。 ※パソコンは法律により、リサイクルが義務付けられています。 処理については、（一社）パソコン3R推進協会にご確認ください。 一般社団法人パソコン3R推進協会 （TEL：03-5282-7685） （HP：http://www.pc3r.jp）

産業廃棄物が排出されない事業所はありません!!

事業所で使う機器や薬品、引き出しの中のペンやホチキスも産業廃棄物に該当します。産業廃棄物は、どのような事業所からでも排出されるもので、事業所の規模は関係ありません。また、適切な処理を行うための契約が必要です。

Q.従業員がお昼に食べたコンビニ弁当の容器やジュースの缶、ペットボトルは家庭系ごみですか？

A.事業所から出るごみはすべて事業系ごみとなり、地域のクリーンステーションには出せません。事業系ごみは家庭系ごみとは分別が違っているので、本小冊子などを参考に、適切な分別をお願いします。

一般廃棄物

事業活動に伴い生じたごみのうち、産業廃棄物（P.6～7参照）に該当しないごみを一般廃棄物といいます。

一般廃棄物を月に3トン以上継続して排出又は年に40トン以上排出した事業者は、多量排出事業者となり、条例で廃棄物責任者を設置するとともに、「減量化及び資源化計画」を市へ提出することが定められています。

（対象となる事業者には、市から連絡をいたします。）

燃やすごみ	生ごみ （食品残さを含む） ※食品残さとは 魚のあら、調理くず、 客の食べ残しなど		※食料品や医薬品等の製造業に係る動植物性残さは産業廃棄物になります。 ※食品関連事業者は「食品リサイクル法」に基づき、食品廃棄物の発生の抑制、減量に努めるほか、再生利用に努めるようにしてください。
	汚れた紙、 リサイクルできない紙		※建設業、木材などやパルプの製造業、輸入木材の卸売業に係る木くずは産業廃棄物になります。
	木くず、 繊維くずなど		※木くずは処理施設の能力の関係から、裁断などの前処理を指示する場合がありますので、事前に搬入先にお問い合わせください。
（資源物） 植木 剪定材	草、落ち葉、 剪定した植木の枝		※建設業に係るものは産業廃棄物になります。 ※造園業者などに剪定を依頼した場合は、造園業者などに引き取りを依頼してください。
（資源物） 布類	衣類、布類		※建設業、繊維工業に係る繊維くずは産業廃棄物になります。
（資源物） 紙類	オフィス紙、新聞、 雑誌、段ボール、 ボール紙、 紙パックなど		※建設業、木材などやパルプの製造業、新聞業、製本業、印刷物加工業に係るものは産業廃棄物になります。 ※紙類の詳しい分別については次ページ参照。

紙類の分別・資源化をお願いします

紙類は、分別すれば再生紙やトイレットペーパーなどにリサイクルすることができます。
段ボールや新聞だけでなく、OA用紙や封筒、小さなメモ用紙などの雑紙類も、きちんと分けてリサイクルするように心がけましょう。
※このパンフレットでは、一般的な紙類の分け方を紹介しています。資源化できる紙の種類や出し方については、民間の資源化処理施設ごとに異なるので、詳しくは、契約している一般廃棄物収集運搬業許可業者にお問い合わせください。

資源化できる紙類



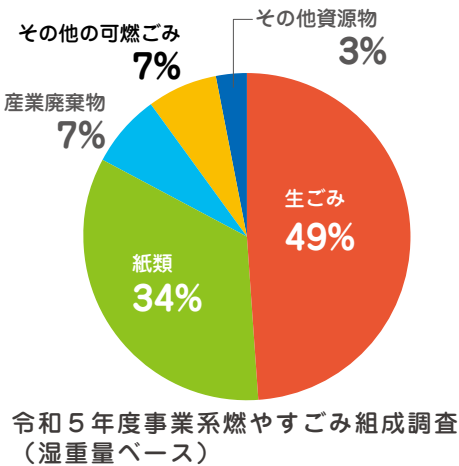
※機密文書は機密文書専門業者に依頼する方法や、製紙工場での立会いの上、溶解しリサイクルする方法などがあります。
※シュレッダー処理した場合は、性状や異物混入の有無などで処理方法が異なります。契約している一般廃棄物収集運搬業許可業者にご相談ください。

●燃やすごみの組成調査について

今泉クリーンセンターへ搬入される廃棄物のうち（資源化可能な紙類が約34%）、産業廃棄物（廃プラスチックなど）が約7%、その他資源物が約3%混入しております。

分別をきちんとすることで、①ごみの減量②資源物として売却③処理における環境負荷の低減につながります。

各事業者様におかれましては、再度分別の徹底にご協力をお願いします。



令和5年度事業系燃やすごみ組成調査（湿重量ベース）

一般廃棄物処理の流れ

一般廃棄物を排出する場合、2つの処理方法があります。

1. 鎌倉市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託する。
2. 自ら処理施設に搬入する。(自己搬入)

1.一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託する場合

一般廃棄物の収集運搬を委託する場合には、鎌倉市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下「許可業者」という）に委託しなければなりません。

許可業者は、鎌倉市のホームページ(<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>)から、一般廃棄物収集運搬業許可業者 **検索** と入力して検索してください。

①許可業者と委託契約

- ・事業所の所在地、事業内容、ごみの種類、排出量などを伝え、収集頻度、分別方法、収集時間、料金などを相談してください。
- ・契約する許可業者に、市が発行する許可証の内容と有効期限を必ず確認してください。
- ・契約後は、許可業者へ排出事業所証明書を提出してください。

②分別

- ・資源化できるものを分別し、厨芥類(生ごみ)は水切りするなど、減量・資源化に努めてください。ごみの量が減ることで、経費削減の効果もあります。

③保管

- ・ごみの飛散、流出、地下への浸透、悪臭・害虫の発生などがないように保管します。(必要に応じ、ふた付きポリ容器やカラス除けネットなどを適正に使用してください。)

④事業所から排出

- ・契約した許可業者がごみを回収します。
- ・許可業者の車両には右のような表示がされています。

一般廃棄物収集運搬業
鎌倉市許可 第〇〇号
許可業者名 〇△□



⑤収集運搬

- ・許可業者が回収した燃やすごみ(一般廃棄物)は市のごみ処理施設へ搬入されます。資源物は資源化処理施設(民間)へ搬入されます。

⑥中間処理・リサイクル

- ・市のごみ処理施設へ搬入された燃やすごみは、資源化施設で発酵処理し、生成されるバイオガスを発電燃料として活用しています。

⑦最終処分

- ・資源化処理施設(民間)へ搬入された紙類などの資源物は、新たな製品(再生紙など)として資源化されます。

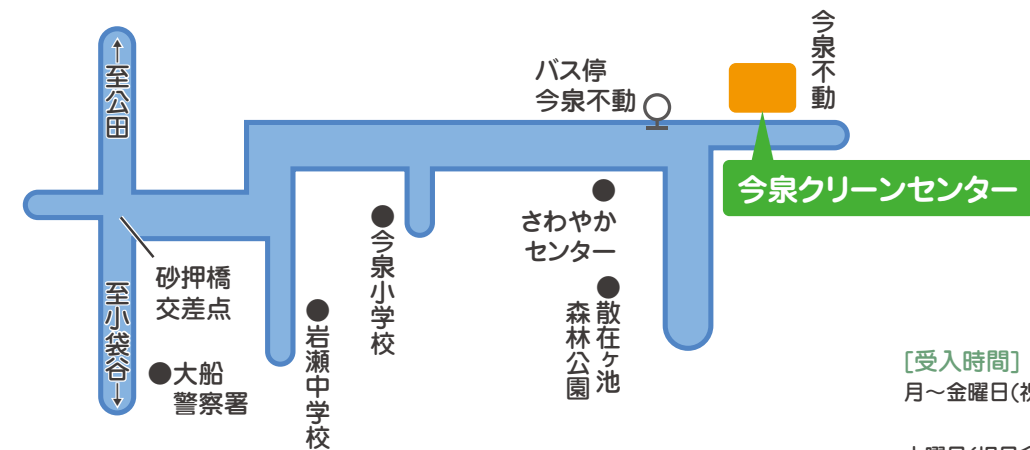
2.自己搬入する場合

自ら排出した事業系ごみ(一般廃棄物)のうち、燃やすごみと植木剪定材については、市の処理施設に搬入することができます。

- 「燃やすごみ」を搬入する際は、「一般廃棄物搬入届書」を提出してください。なお、資源物と産業廃棄物は受入れできませんので、分別の徹底をお願いします。(処理手数料:10kgにつき400円)
- 「植木剪定材」を搬入する際は、事前に「鎌倉市植木剪定材受入れ事業場利用事業者登録申請書」により登録し、搬入する際は「植木剪定材搬入届書」を提出してください。(処理手数料:10kgにつき210円)

一般廃棄物処理施設所在地等一覧表

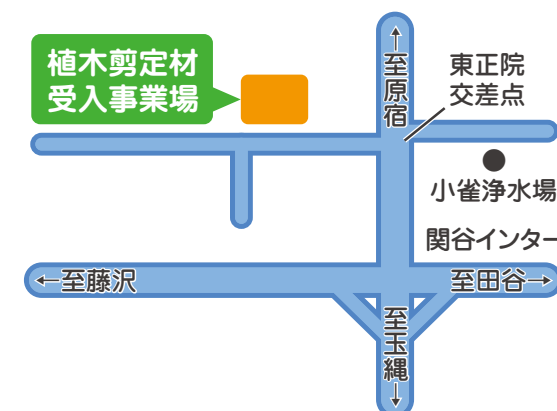
今泉クリーンセンター(燃やすごみ受入)(鎌倉市今泉4-1-1 TEL: 44-5344)



[受入時間]

月～金曜日(祝日含む) 8:30～11:30
13:00～16:00
土曜日(祝日含む) 8:30～11:30

植木剪定材受入事業場(植木剪定材受入) (鎌倉市関谷1493-2 TEL: 45-0526)



[受入時間]

月～金曜日(祝日含む) 8:30～11:30
13:00～16:30
土曜日(祝日含む) 8:30～11:30



